

平成29年度定例監査の結果の公表について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき平成29年度定例監査を実施したので、同条第9項の規定に基づき、その結果について別紙のとおり公表する。

平成30年2月28日

上三川町監査委員 舘野 治信

上三川町監査委員 稲見 敏夫

定例監査の結果について

1 監査期日

平成30年1月31日（水）・2月1日（木）・2日（金）

2 監査対象

大山保育所、各小中学校、給食センター、中央公民館

3 監査事項

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているか、施設の維持管理が良好であるかを主眼に、次の事項を監査した。

- (1) 職員の配置、勤務状況及び事務分掌について
- (2) 事務事業の年間計画及び歳出予算執行状況について
- (3) 工事請負契約等について
- (4) 物品、財産及び施設等の管理について

4 監査結果

(1) 総評（全体）

事務の執行及び経営に係る事業の管理状況は、概ね適正に処理されているものと認められた。なお、一部事務処理について改善すべき事項が見受けられたので、次に記述する意見を踏まえて、一層適正な事務の執行に務められたい。

(2) 指摘事項

なし

(3) 指導事項

備品購入や業務委託等の契約手続きに関する事務処理について、徹底されていないものが一部見受けられるため、町財務規則及び関係法令等の規定に基づき適正に執行されたい。

(4) 検討事項

学校の樹木剪定業務について、事務の効率化等を検討されたい。

(5) 意見

備品の管理については適正に執行されているが、台帳の確認日と実際の確認日が異なるものが一部見受けられたため、実際に確認した日を台帳に記入するよう、所管課指導のもと統一されたい。

5 報告

教育委員会において、監査結果「4（4）検討事項」に該当する事案は、その後の検討結果について、3月23日（金）までに書面にて報告していただきたい。

[監査結果の区分]

1 指摘事項等

(1) 指摘事項

明らかに法令等に違反しているもの、故意又は重大な過失によるもの、財政的援助等を与えているものの出納その他の事務等が適切でないもの。

(2) 指導事項

指摘事項に至らないものの、監査対象事項に係る出納その他の事務の執行に留意又は改善を要するものとして、指導・改善を即すもの。

(3) 検討事項

監査対象事項に係る出納その他の事務の執行に、検討を即すもの。

2 意見

指摘事項等にはあたらないが、事務の執行等に関し、留意すべき事項又は改善の余地があるもの等への、監査委員としての意見（今後の事業運営の参考にされたい。）